

リスクマネジメント －学校における危機管理－

(前半部)

鳴門教育大学大学院
特命教授 阪根 健二



独立行政法人教職員支援機構

ここでは、学校の危機的な事態の具体的な事例の分析等を通して、学校危機への事前予防、事後対応の両面について組織的にかつ関係機関等との連携のもとでいかに対応すべきか、その実践的な課題解決策の習得を図ることをねらいとする。

なお、本講義では、本年度教職員支援機構（つくばの中央研修：オンライン）で採用した資料（阪根作成）を、短期研修用として加筆したものです。最新の資料です。

目次

(前半)

1. 学校の危機管理とは
2. 実態把握の重要性
3. 学校（園）が事件や事故に遭遇した時に
4. 災害対応はどうあるべきか

* 演習（学校園行事と熱中症）

(後半)

5. 生徒指導のリスクマネジメント
6. いじめ問題の理解と学校の対応

1. 学校の危機管理とは

現状は

近年、学校園に関わる事件・事故が多発しており、2001年には大阪教育大学附属池田小学校で児童殺傷事件が発生し、その後も凶悪化した事件は後を絶たない。

また、通学途上に幼児や児童の列に車が突っ込むという交通死傷事故も頻発しており、いじめ自殺など学校を巡る問題も含め、枚挙に暇はない。

決して他人事の問題ではなく、いつでもいった場面でも、学校では問題が発生するといった認識（当事者意識）をもつ必要がある。

児童生徒等の安全の確保

安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件や事故、災害等が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。

予見行動

ダメージ・コントロール

学校保健安全法において、**学校安全**は「**事故、加害行為、災害等**」への適切な対処である。
(文部科学省「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 平成31年3月)

安全とは、人とその共同体への損傷、ならびに人、組織、公共の所有物に損害がないと客観的に判断されることである。

安心については、個人の主観的な判断に大きく依存するものである。人が知識・経験を通じて予測している状況と大きく異なる状況にならないと信じていること、自分が予想していないことは起きないと信じ何かあったとしても受容できると信じていること

『学校の危機管理』とは何か

幼児・児童・生徒が思い切って学び、教師が思い切って教えるために不可欠なもの（生きる力の育成の実現のため）

近年、思い寄らない事態が発生し、その対応に苦慮することが多くなったが、それは、現在の学校では、一般社会との距離感が以前より縮まっており、危機に遭遇する度合いが増してきたからである。

危機の背景

現在の危機は、情報の伝搬速度と関係しており、過去には危機回避のための時間的な余裕があったが、今やネット社会の中で瞬時に情報が伝達されるため、危機対応の余裕さえ与えてくれない。

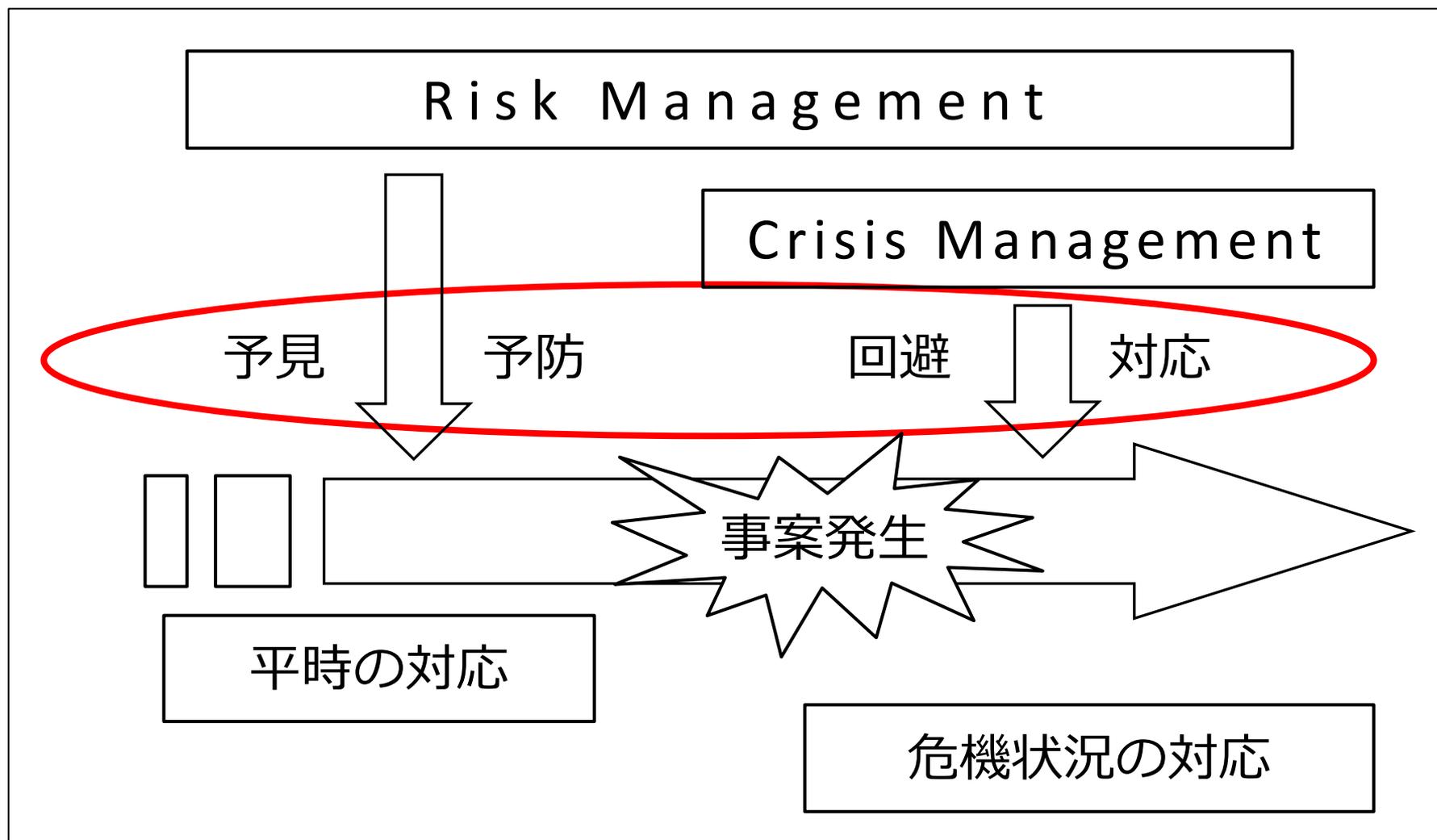
また、伝搬範囲も広がっているため、どこから二次的なダメージを受けるか予測できないのが実情である

結論からいえば … 方略と対応

- 平素が重要 … いざというのために
- 相手を知る … 事前の準備が可能
- 情報を整理する … あわてないために
- 帰着点を意識 … どう意識（報道）されるか
その後の対応を予測する

- 説明する（できる）意味と意義
… ダメージコントロール

学校の危機管理のイメージ



図：危機管理の意概念図（阪根 2010）

2. 実態把握の重要性

学校園における事件や事故とは（対象となる危機）

学校は児童生徒等が日々、学習をはじめとする諸活動を行う場であることから、**まず対処していく必要があるのは児童生徒等にとっての危機**である。また、学校が諸活動を進めるうえでは児童生徒や保護者、県民等から信頼されていることが必要である。

そのため、対象とする危機を、発生すれば児童生徒等に好ましくない影響を及ぼす事態から、学校経営上の問題等、保護者や県民の批判や不信感を招き学校の信頼性を損なう事態まで幅広くとらえるものとする。以下に、対象とする危機について例示する。危機についてはいろいろな観点から分類できるが、ここでは、**被害の対象と原因により分類**する。

（三重県教育委員会 学校管理下における危機管理マニュアル 平成31年4月改訂）

学校における事件や事故とは（対象となる危機）

大分類	中分類	小分類	危機の例示
児童生徒等に好ましくない影響を及ぼす事態	学習活動等	学習活動(各教科等)	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
		特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
		部活動	熱中症による入院、運動時の事故
		社会教育等活動	イベント・大会等参加中の事故
		その他	学校施設利用中の事故
	交通	交通事故	登下校時の死傷事故
	健康	感染症	新型インフルエンザ等への児童生徒の集団感染
		食中毒	給食等による集団食中毒
		アレルギー	アナフィラキシーショック(重篤なアレルギー症状)
	人権	人権侵害	差別事象
	問題行動等	街頭犯罪	児童生徒による恐喝、ひったくり
		暴力行為	児童生徒間の傷害行為
		いじめ	いじめに起因する傷害・自殺
	犯罪	不審者	不審者による殺傷、連れ去り
インターネット犯罪		ICTを利用した誹謗中傷	
その他	自然災害	地震・津波、台風などによる児童生徒の死傷、校舎の損壊	
	テロ・有事	水道への毒物混入、爆破予告	
	その他	その他	
学校の信頼性を損なう事態	教職員	不祥事	教職員その他学校に関わる職員による不祥事
		健康管理	心身の不調による業務への影響
		事故	交通事故
	教育計画	教育課程	未履修
	施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備等に起因する人身事故
	財務	資金管理	公金の遺失
		会計処理資金運用	不適正な公金支出、部費の不適切な執行
	情報	個人情報	個人情報の漏洩
		情報システム	システムダウンによる影響、ウイルスによる影響
	文化財	文化財保護	指定文化財の盗難や毀損
	業務執行	学校運営	保護者に対する不適切な対応による信用失墜
社会教育等施設運営		施設利用者に対する不適切な対応による信用失墜	
広報・報道		不適切な報道対応による信用失墜・情報提供不備による不信感	
その他	その他	その他	

安全と安心の両輪

- ・ 児童生徒等に好ましくない影響を及ぼす事態
- ・ 学校の信頼性を損なう事態

三重県教育委員会
学校管理下における
危機管理マニュアル
(平成31年4月改訂)

<http://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/17743018746.htm>

学校園における事件や事故とは（対象となる危機）

◆表 type I 学校危機の衝撃度 **- 改変禁止 -** <オリジナル 2012.04.09.>

事件規模	衝撃度	事 案 例	◎学校管理下	○学校管理外
大 規 模	Ⅵ	◎北オセチア共和国学校テロ		
	Ⅴ	◎大阪池田小事件		
中 規 模	Ⅳ	◎佐世保市の小6殺害事件 ◎山口県立高校爆発物事件、数十人救急搬送		
	Ⅲ強	◎校内で子どもが自殺。数人以上の子どもが間近で目撃 ◎校内プールで水死。多数の子どもが間近で目撃 ◎通学路で子どもがはねられ死亡。多数の子どもが間近で目撃		
	Ⅲ弱	◎校外で子どもが自殺。数人の子どもが間近で目撃 ◎校内プールで水死。数人の子どもが間近で目撃 ◎通学路で子どもがはねられ死亡。数人の子どもが間近で目撃 ○親子心中事件		
小 規 模	Ⅱ	○自宅で子どもが自殺 ○川で数人の子どもが遊んでいる時に1人水死 ◎通学路で子どもがはねられ死亡。間近で目撃した子どもなし		
小規模以下	I	○家族旅行中の交通事故で子どもが死亡 ○子どもの親が他者に殺害される ○自宅で親の自殺を子どもが目撃		

<引用> 学校危機の衝撃度(山口県精神保健福祉協会CRTガイド) (◎学校管理下 / ○学校管理外)

* 全国精神保健福祉センター長会に著作権を譲渡

* CRTの派遣対象は中規模(レベルⅢ弱~Ⅳ)

データやアセスメントの必要性

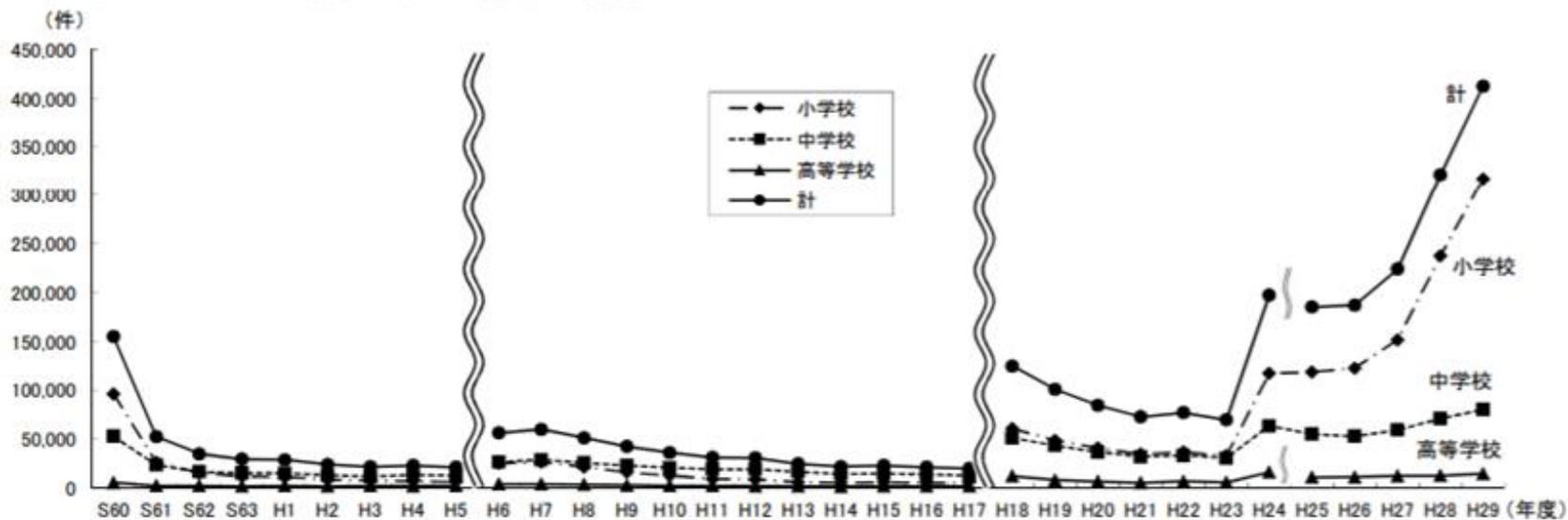
感覚的に実態を把握するという傾向がある。

(昨年よりいいとか子どもの行動はたぶんこうだ、
ということを根拠として、方略を策定する流れ)

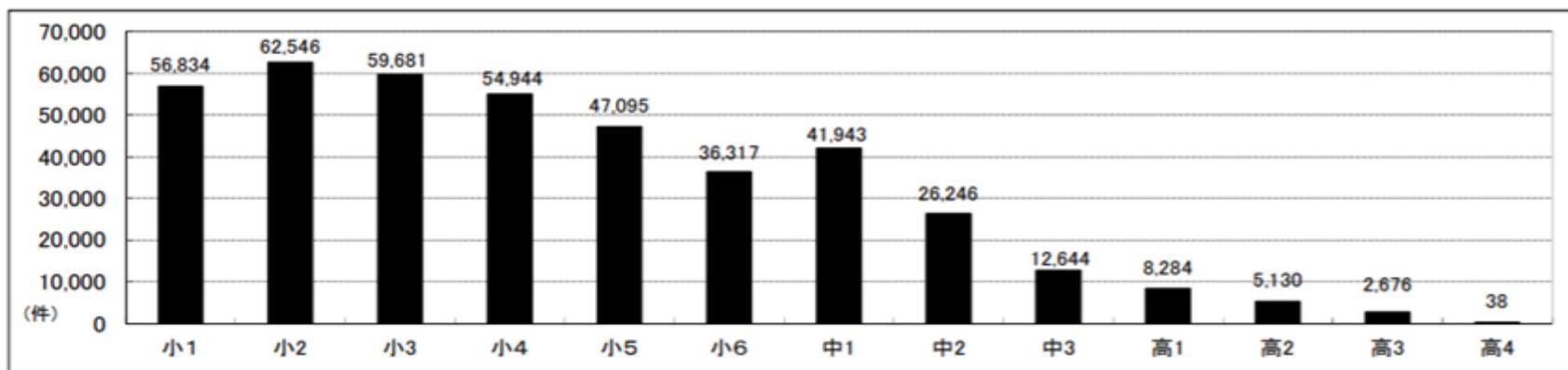
国立教育政策研究所は、2003年6月に、生徒指導資料第1集として「生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導 ―データに見る生徒指導の課題と展望―」を作成した。これは、生徒指導においては、時代の変化と新たな社会環境の中に生きる子どもたちの育ちを踏まえ、新しい視座からの捉え方と実践が必要になってきたという背景からである。

データやアセスメントの必要性

<参考1> いじめの認知(発生)件数の推移



<参考7> 学年別いじめの認知件数のグラフ(国公立)



2018(平成29)年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果: 文部科学省

3. 学校（園）が事件や事故に遭遇した時に

学校事故が発生した場合

学校事故が発生した場合、日本スポーツ振興センター法に基づいて、「災害共済給付制度」が適用される。これは、事故の責任の所在を問うことなく、速やかに被害者を救済することを目的としているものである。

報道等で問題が大きくなる場合は、**学校事件**であり、これは、違法行為があって、責任を有するものや、人々が関心をもつ出来事などがあたるが、この事件や事故の線引きは難しい。

何が問題なのか

昨今は学校内外において、予想を超えた様々な問題が発生し、その度危機管理意識の欠如が、以前にも増して指摘されるようになった。

これは危機管理という観点からみると、学校の組織や運営の在り方について見直す努力が不足していたといえよう。

つまり、対応が甘いという指摘は、学校の管理システムがしっかりと構築されていなかったからであり、教員自身が知らない、あるいは知らされていない かったという背景がある。何から始めるかということ、実はここからなのである。

学校運営における危機管理の実際と対応の課題

昨今は学校内外において、予想を超えた様々な問題が発生し、その度危機管理意識の欠如が、以前にも増して指摘されるようになった。

これは危機管理という観点からみると、学校の組織や運営の在り方について見直す努力が不足していたといえよう。

つまり、対応が甘いという指摘は、学校の管理システムがしっかりと構築されていなかったからであり、教員自身が知らない、あるいは知らされていない かったという背景がある。何から始めるかということ、実はここからなのである。

大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件から考える



筆者撮影 2003年
(仮校舎内)



大阪教育大学全国共同
利用施設学校危機メン
タルサポートセンター
訪問（大阪教育大学附属
池田小学校内に設置）

大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件から考える



筆者撮影 2003年
(仮校舎内)

大阪教育大学附属池田小学校

仮校舎に設置した
新校舎の模型

平成13年（2001年）

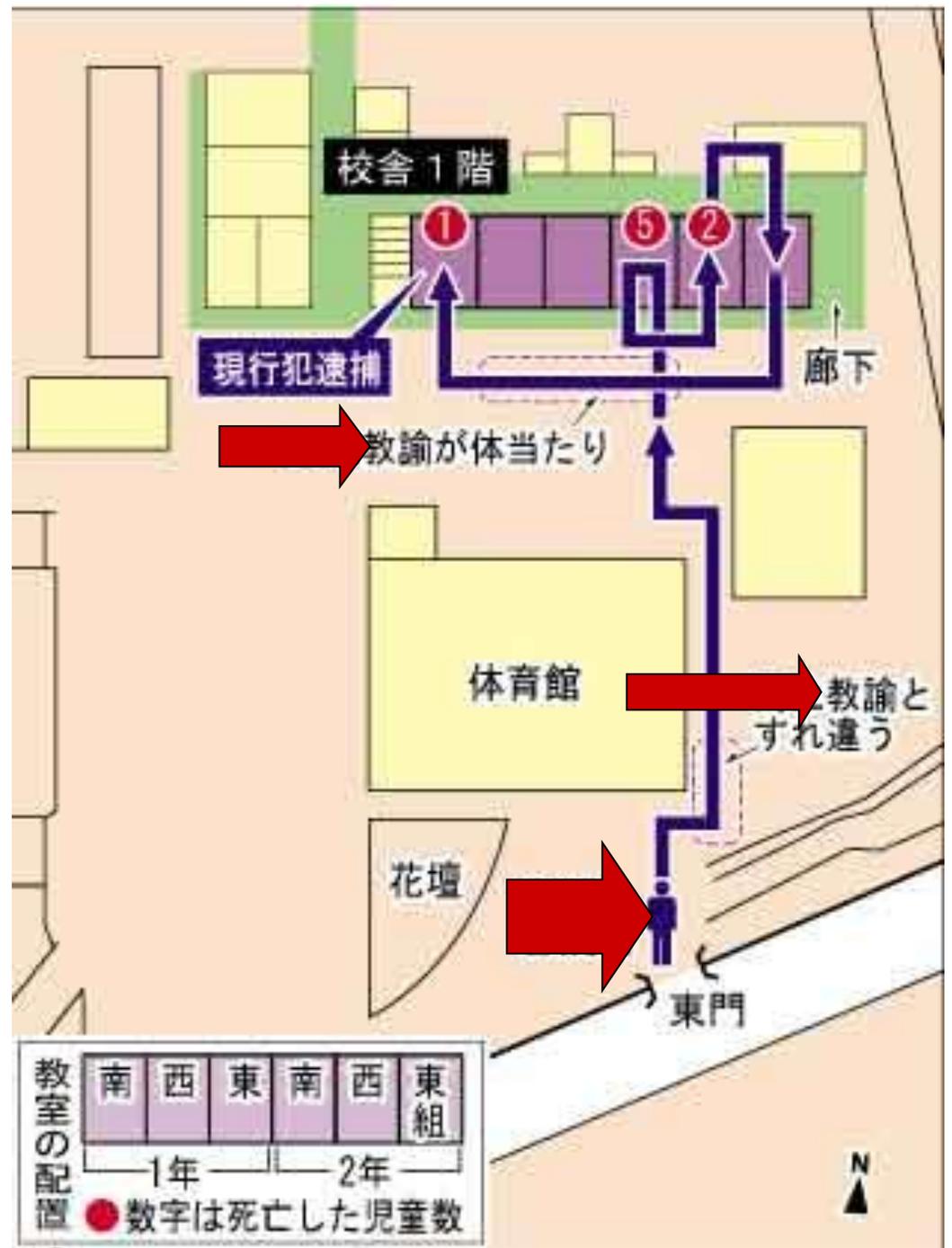
6月8日

午前10時14分発生

大阪教育大学附属池田小学校の事件概要と旧校舎図

当時の報道資料から、
筆者加筆・修正

問題点を探る



国立大学附属学校における 安全管理の在り方に関する調査研究会報告

(同研究会主査 大阪教育大学安井義和教授) 平成15年12月 抜粋・筆者加筆

- ・ 宅間死刑囚は、裁判で「門が閉まっていたら入ろうとは思わなかった」という
- ・ また、通用門から入って体育館の右で附属池田小学校の先生とすれ違い、すれ違った教員は、軽く会釈をしたが、犯人からの会釈等のかえってきていない。来校者の雰囲気を感じて振り返るなど、その後の動きを注意していれば、その後の展開も変わったかもしれないが、当時としてはそういった発想はなかった。

- ・直面した教員は教室内の構内電話に飛びつき、誰かに知らせるために校内放送に通報する番号を押したが、利用停止していた。そのため、当該教員は、廊下側の前方の扉から飛び出し、約40メートル離れた外線電話のある事務室へ行く。

- ・但し、このような事態においても、子どもたちから離れず、あらゆる方法を駆使して、子どもの安全を確保することが重要であるという反省がある。

- ・児童の救助方法、児童に対する避難場所の確保と救助対策が必要である。さらに、事務員は、電話の内容から状況を察知したが、窓から状況を把握するなどの適切な行動ができなかったという。つまり、恐怖に伴うパニック化でも冷静、適切な行動をとれるような訓練が必要である。

- ・情報混乱のため、教員不在の教室内への危険告知や避難指示をしなかった。

- ・緊急通報訓練は、一般に110番、119番に通報するが、学校の所在地や事故の状況等をかなり詳細に聞かれる。そのとき、冷静に答えられるかどうかが大きな課題ですあり、この時点でも誰が通報したのかははっきりしていない。そのため、警察への実際の通報訓練も行うといい。実際に通話の訓練を組み込む工夫も一考。

- ・また、責任者が被害の全容を迅速、正確に把握するために、適切な組織的な指示ができる体制が重要。

- ・負傷児童名、負傷の程度、搬送された児童名や搬送先の確認に混乱をきたした。名簿等（出席簿、出欠揭示の重要性）

- ・全国の警察が緊急通報を受けて現場にかけつけるのは、5分強である。（従って、色々な場面を想定してほしい。学校がまだ始まっていず、先生方も全員がそろっていないとき、あるいは昼食時間など。いろいろな場合を考えてほしい。

昨今の災害や交通での死亡事故



2018年6月18日午前7時58分、大阪府北部で、震度6弱の地震が発生した。高槻市立小学校のプール沿いに設置されていたブロック塀が、長さ約40メートルにわたり崩れ、登校中だった4年生の女児が下敷きとなって死亡した。

高槻市立の小学校

写真：Googleストリートビューより(2018)



2019年5月8日午前10時15分頃、滋賀県大津市の交差点で、直進車と右折車が衝突し、巻き添えで保育園児ら16人が死傷した。

大津市の交差点

写真：Googleストリートビューより(2019)

これらは、通学中や校外での事故だが、学校管理下であり、施設の瑕疵という側面がある。

危機状況とは

- ① 不意に起こるため、情報収集が困難であるか、ほとんどできない事態となる。
- ② 次々事態が展開するため、状況がコントロールできない。
- ③ 外部、特にマスコミからの詮索や、周囲からのプレッシャーが強い。
- ④ 守りに入ろうとする心理状態になる。
- ⑤ 短絡的で安易な思考に陥りがちである。

危機状態に陥ると

そもそも危機とは、一時的に、個人のいつも問題解決手段では解決ないし逃れることが困難な重大な問題を伴った危険な事態に直面した個人の心理的混乱状態 (Caplan) である。→そして、問題は、危機が、脆弱性 (Vulnerability) と出会うことで起こる。

Caplan, G. (1961). An Approach to Community Mental Health. New York: Grune & Stratton.

予期しない事態に遭遇すると

予期しない事態に遭遇した時、必ずと言っていいほど、マスコミの取材を受け、そこで連携体制が崩れることが予測される。責任問題に発展するからであるが、そもそもマスコミへの対応は、企業のように“広報”という考えをもっていない教育現場では混乱することが多いといえよう。

また、学校内で起きた事件や事故は、その後、社会問題化しやすく、例えば「荒れる学校」の象徴として、新聞、テレビだけでなく、週刊誌などに取りあげられるものもある。やがて、騒ぎが一旦沈静化し、学校内が落ち着いたように見えても、その影響が必ず残ってしまう。

クライシス・コミュニケーションとは

万が一、問題が発生してしまった場合には、問題発生直後の適切な判断に基づくコミュニケーション活動（クライシス・コミュニケーション）の実施が重要になる。

- ① **迅速な意思決定と行動**（最初の一歩）
- ② **情報をコントロール**（何をどこまで）
- ③ **社会的視点を意識**（不自然でない対応）

学校事故が発生した場合

学校事故が発生した場合、日本スポーツ振興センター法に基づいて、「災害共済給付制度」が適用される。これは、事故の責任の所在を問うことなく、速やかに被害者を救済することを目的としているものである。

報道等で問題が大きくなる場合は、**学校事件**であり、これは、違法行為があって、責任を有するものや、人々が関心をもつ出来事などがあたるが、この事件や事故の線引きは難しい。

学校事故対応に関する指針（文部科学省 有識者会議）

未然防止 ⇒ 事故発生直後の対応 ⇒ 初期対応時の対応

「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急時対応に関する体制整備

事 故 発 生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

学校事故対応に関する指針（文部科学省 有識者会議）

詳細調査の実施 ⇒ 再発防止策の策定と実施

詳細調査の実施

学校の設置者による詳細調査への移行の
判断

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

学校や学校の設置者等に対して

- ①保護者や地域、関係機関等との**連携・協働体制**の整備
- ②学校内や学校設置者から学校への事故事例の**共有**、学校の管理下で発生した死亡事故及び重篤な事故についての学校から設置者等への**報告**
- ③学校設置者による死亡事故についての**検証・分析**

事故対応の今後を考える

① 管理職は、当事者は、同僚は…と、それぞれの対応を考える必要がある。

② レベルに従って役割分担する重要性



だからこそ、事前にできる対応策を検討する

① 危機管理マニュアル（手順や分担）づくり

② これまでの事件や事故の情報を収集・共有

② 校内研修を有効に活用

4. 災害対応はどうあるべきか

東日本大震災の教訓をどう生かせるか。



被災した
名取市立閑上中学校

筆者撮影(2014年)

鳴門教育大学 筆者撮影





宮城県名取市
筆者撮影(2014年)



福島県伊達市
筆者撮影(2013年)

福島県伊達市
筆者撮影(2013年)



福島県伊達市役所
職員プレゼン

筆者撮影(2013年)

除染について

除染とは …放射能に汚染されたものを集め、封じ込め、再度、散らばらないように管理すること。

・除染は、不完全な復旧に過ぎない。
・除染だけでは、復興はできない } → 汚染前には戻せない

・被害者意識に迎合し、むやみに除染範囲を拡大しないことが必要
・除染財源を支える全国の納税者の気持ちに配慮 }
→ 無駄な作業はやらない

除染の目的…居住者の被ばく量をさげること。

・空間線量率だけでは判定できない。 → ガラスバッジの携行

伊達市の除染目標…年間追加被ばく線量5mSv未満。できるだけ線量低減化を図り、長期的には、1mSvをめざす。

最高裁、市と県の上告棄却（2019年）

東日本大震災の津波で犠牲になった石巻市立大川小学校の児童の遺族が、市と県に対して損害賠償を求めた訴訟で、2019年10月11日、最高裁第1小法廷は、市と県の上告を退ける決定をした。

震災前の学校の防災体制に不備があったとして、市と県に約14億3600万円の支払いを命じた二審・仙台高裁判決が確定した。

（10日付）

確定した2審判決の特徴とは

- (1) 事前防災の必要性
- (2) 児童への安全確保義務
- (3) 行政にも責任

(1) 事前防災の必要性

これまでの災害（津波避難）をめぐる裁判の判決では、「地震が起きてから津波が来るまでの対応」に、“過失”があるかどうかによって、賠償責任が判断されてきた。

今回の2審判決では、「震災前に、津波の予測や小学校の立地を詳細に検討すれば、津波の危険性を予測するのは十分可能だった」としている。

特に、震災前に“危機管理マニュアル”で、避難の経路や避難方法を定めておくべきを怠ったと指摘した。

(2) 児童への安全確保義務

学校には「学校保健安全法」によって、**児童の安全を確保する義務がある**。教員は、義務教育で児童を預かる以上、一般の住民よりも防災に対して、はるかに高い知識や経験が必要。

大川小学校が、自治体が作成した“津波ハザードマップ”で、浸水予想区域に含まれていなかったことについて「**児童の安全に直接関わるため、独自の立場から、その信頼性を検討すべきだった**」と指摘した。

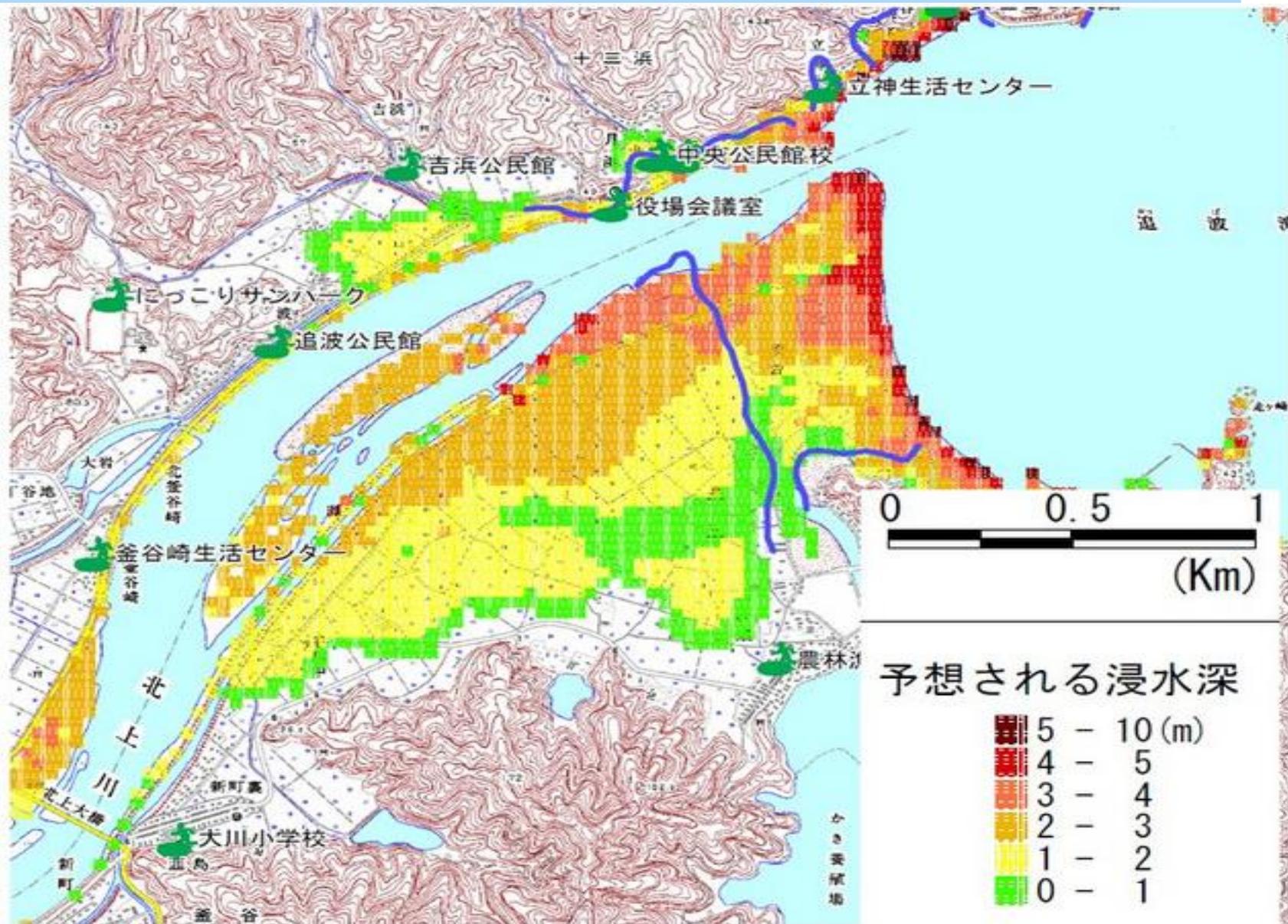
(3) 行政にも責任

学校管理職など教育現場だけにとどめず、教育委員会や行政の防災担当部局などが関与し、防災対策の特段の知識がない教職員に対して、確実な学校防災対策を行うよう「市の教育委員会は、学校の対策に不備があれば、指導すべき義務があるが、それを怠っていた」と指摘した。



つまり、災害対応における危機管理マニュアル等に対して、**是正指導を怠った**という点である。

津波ハザードマップから



宮城県(2004)津波浸水予測図より

大川小では



写真：阪根健二研究室撮影 2013年

大川小の裏山の実際

「30°～10°程度」（急斜面のようだが、十分登れる。）

ここに早めに避難すれば、児童は助かっていた可能性がある。
しかし、過去の災害から、学校まで津波が来ないと判断したようだ。



写真：阪根健二研究室撮影

判決のポイントを整理（1）

大川小は、当時の津波ハザードマップの予想浸水区域外だったが、高裁は「広大な流域面積を有する北上川の近くにあり、津波の襲来は十分に予見できた。」と指摘した。

また、大川小の危機管理マニュアルについて、「校長らはマニュアルに、津波からの避難場所として、学校の裏山を指定し、避難方法などを決めておく義務があったことを怠ったため、児童が津波に巻き込まれた。」とし、石巻市教育委員会についても、「マニュアルの是正を指導する義務を怠った」と指摘した。

判決のポイントを整理（2）

学校や地方自治体にとって厳しい決定であったといえよう。災害の予見は難しく、どこまでの災害を想定しなければいけないか、教職員の知識と経験の範囲を超える場合、その判断は非常に難しいといえる。

しかし、こうした**高度な知識や判断**が求められる現状は、今問題となっている「いじめ」と同様であり、学校におけるリスクマネジメントは、**児童生徒の命を預かる以上**、意識と覚悟が必要であるといえよう。

災害は繰り返される

教訓は生かさなくてはならないが、これがうまく機能しない。

特に、教育現場は、責任問題という観点から、生かされにくい文化・風土がある。

災害対応の循環体系（Disaster Life Cycle）



アメリカ合衆国連邦政府緊急事態管理庁（FEMA）

災害対応の循環体系から考える



都市と防災 (放送大学教材) より
目黒公郎 (2008) 阪根加筆

学校防災において、災害対応の循環体系の視点で、地震対策を考えると

- ① 被害評価…揺れ、震源（情報収集）
- ② 緊急対応…子ども命を守る
- ③ 復旧・復興…学校再開、心のケア
避難場運営
- ④ 被害抑止…ハード面（施設管理）
- ⑤ 事前準備…ソフト面（避難訓練等）

第二十九条（危険等発生時対処要領の作成等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「**危険等発生時対処要領**」と言う。）を作成するものとする。

第二十九条（危険等発生時対処要領の作成等）

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が**適切に対処するために必要な措置**を講ずるものとする。

第二十九条（危険等発生時対処要領の作成等）

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により**心理的外傷**その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の**心身の健康を回復**させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

学校防災マニュアルの見直し

学校保健安全法第29条に基づき、各学校では学校防災マニュアルが整備されているところであるが、マニュアルは机上で作成しただけでは不十分であり、マニュアルに基づいた訓練等が行われ、その結果からの課題を元に改善・改良を図り、実態に即した“実践的なマニュアル”にしなければならない。

計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルを確立させることが重要である。さらに、職員の異動や地域の環境変化等に伴って見直すことも必要。

危機管理（防災）マニュアルの再検討のタイミング

各担当が、常に学校を取り巻く環境の変化に対応できるよう個別マニュアルの見直しを図る。特に、次に掲げる状況が発生した場合は、原則として見直しを行うこととする。

- ア. 個別危機に関連する法令、制度、安全基準等の新設・改定があったとき
- イ. 危機収束時の分析・評価の結果、危機対策の不足、不備が判明したとき
- ウ. 新たな危機管理の施策（予見）を決定（確認）したとき

校内研修等で、各校の危機管理マニュアル（災害）の見直しを図ろう

- ① 点検ポイントの6つの視点から、自校のマニュアルにおいて、どんな記載になっているか、訂正や不足部分はあるかなどを確認する。
- ② そこで気づいたことや、問題点などを整理し、見直しを図る。

点検ポイント（災害対応の循環体系から）

ダメージアセスメント（情報収集）の視点から

緊急対応（命を守る）の視点から

復旧・復興（学校再開・避難所運営）の視点から

被害抑止（ハード面）の視点から

事前準備（ソフト面）の視点から

その他（その学校独自の部分）

演習 後半部の講義で解説します。

放課後に、市教委から「近隣の学校で熱中症で搬送される児童生徒が続出した」という報告を受けた。

明日は運動会を実施する予定だが、多湿高温であるという気象予測が出ている。ただ、そんなに大きな影響がないとのことだが、開催すべきか否かも含め、今からどう対応すればよいのだろうか。

演習用シート

時系列	対応の内容
運動会 開催前	
運動会 開催中	

以上で、前半部を終了します。

(参考)

鳴門教育大学教職大学院で作成した「学校安全ノート」は、所属の院生（現職教員）らで編集されたものであり、全国各地で活用されています。

Webから、ダウンロードできます。



国立大学法人鳴門教育大学 阪根健司研究室
<http://sakane.g2.xrea.com/sakanepage1.html>

学校安全ノート 2014.3



独立行政法人教職員支援機構